

平成 28 年 4 月 8 日

成年後見制度利用促進法成立及び関連法成立に関する共同声明

大阪司法書士会
会 長 中 谷 豊 重
大阪司法書士政治連盟
会 長 西 村 昭 一
公益社団法人 成年後見センター・
リーガルサポート大阪支部
支部長 櫻 井 恵 子

- 1 平成 28 年 4 月 6 日、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)及び同法案に関連する「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下「関連法」という。)が参議院で可決され、関連法は同日に成立し、成年後見制度利用促進法も同年 4 月 8 日開催の衆議院本会議で成立した。

とりわけ成年後見制度利用促進法は、日本成年後見法学会が平成 22 年に同骨子案を策定して以来、大阪司法書士会、大阪司法書士政治連盟及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部(以下「大阪司法書士会及び関連 2 団体」という。)が一丸となって、日本司法書士会連合会及びその関連団体と連携しつつ、同法成立に向けて地道な活動を続けた努力の成果である。

また、同法は議員立法であり、多くの国会議員の方々のご協力とご理解をいただいたことに、心より感謝申し上げますとともに、同法成立にご尽力いただいた全ての方々に敬意を表したい。

- 2 関連法成立により、成年被後見人宛の郵便物を成年後見人宛に配達することや、成年被後見人の死亡後、一定の制約の下ではあるが、火葬又は埋葬に関する契約を締結できることが明定された。今後の成年後見人業務にどのような影響を与えるかは運用次第であり、現場の成年後見人からの意見集約を待って、必要であれば、改善要望等を行っていききたい。

現行の成年後見制度は課題が多く、必ずしも国民にとって、身近な利用しやすい制度とは言えない部分があるのは事実である。司法書士は、専門職後見人として、実際の後見業務の中で様々な問題に直面してきたが、今後もそれらの経験を踏まえ、成年後見制度利用促進基本計画の策定や成年後見制度の改善にも関わっていききたい。

- 3 成年後見制度利用促進法は成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等

しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される社会の実現を目指すことを基本理念としている。

大阪司法書士会及び関連2団体は、今後、成年後見制度が成年被後見人の自発的意思を最大限尊重するという視座を基本としつつ、その権利を擁護し、身近で、誰もが安心して利用できるような機能を備えたものとなり、敷衍して行くことを切に願うとともに、その実現に向けて、関係諸機関と協力・連携して制度の発展に注力して行くことを、国民の皆様にお約束したい。